

栄東まちづくり協議会 会議資料（2025年2月）

日時 2025年2月6日（木）18:00～19:30

場所 栄東まちづくり協議会

■議題

<PDF ファイルのページ番号>

1. 2024年度予算の修正について.....2
2. 広報事業について.....5
3. 他団体主催の多文化共生に係るイベントについて.....6
4. 2025年度事業計画の修正について .....7
5. 栄東まちづくり協議会規約の改正について.....10
6. 委員が所属する団体等との契約に係る運用について.....18

■報告事項

1. 街路灯整備事業 街路灯の整備について.....19
2. 公園整備・活用事業 置き型看板の破損について.....21

■その他

1. 次回協議会の日程について：3月6日（木）18:00～19:30

以上

## 2024 年度予算の修正について

### 1. 決算見込みについて

別紙 1 参照

### 2. 事業の執行（案）

- (1) 街路灯整備事業 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアル  
2025 年度に実施する「事業者名等が掲出されているパネル（79 基 157 枚）の取替工事」のパネル作成を先行して実施する。

※アクリルパネルが数か月単位で値上がりしているため

※2024 年度に先行執行するのはパネル作成（一部）のみで、取替工事は計画通り 2025 年度に実施

※先行して作成したパネルは 2026 年 3 月の取替工事まで受注業者が保管

【概算費用】 パネル 66 枚の先行作成 605,000 円

※1 月協議会時点で 48 枚 416,000 円の概算費用を基に予算を修正し、1 月中の契約事務を進めていたが、保管場所の見直し等業務内容の精査の関係で、2 月協議会時点でパネル作成は未執行の状態

※業務内容の一部変更による費用の変動（運搬費用の減、保管費用の増）と、1 月協議会以降に「防犯カメラの整備」「街路灯の維持管理」の執行残が精査され増加した流用可能額により、パネル作成枚数が増加

- (2) 公園整備・活用事業 置き型看板の修繕

2023 年度に製作・設置した 8 台の置き型看板のうち、破損した「看板本体 1 台」の補修・砂利充填と、破損した「看板パネル 4 枚」の交換用パネルを製作し、修繕を実施する。

【概算費用】 47,000 円

### 3. 2024 年度予算修正案

別紙 2 の通り

＜審議事項＞上記 2 及び 3 の通り、事業予算を修正し、各事業を進めてよろしいか。

事業名	事業項目	予算 (1月修正版)	決算見込 (1月協議会)	決算見込(2月協議会)					差引	
				積算内訳	契約・執行済 A	積算内訳	今後執行 見込 B	積算内訳		A+B
1 防犯事業	1 防犯カメラの整備	1,500,000	1,500,000	更新7か所中4か所に 栄4丁目カメラ賃貸借終了4台を流用 栄4丁目カメラ等4台買取 33,000円 整備工事 ●円 ※現在契約事務中	1,413,478	更新7か所中4か所に 栄4丁目カメラ賃貸借終了4台を流用 栄4丁目カメラ等4台買取 33,000円 整備工事 1,380,478円			1,413,478	86,522
	2 防犯カメラの維持管理	0	0		0				0	0
2 防災事業	1 防災訓練の実施	357,000	356,630	実施済み	356,630				356,630	370
	2 防災・防犯講習会の実施	310,000	310,000	予算額どおり	302,266	広報資料、参加者配布用品、当日運営スタッフ・講演者飲料、抽選会用商品	7,734	消耗品・備品の購入費、予備費	310,000	0
3 環境美化事業	1 落書き消し活動の実施	10,000	9,935	実施済み	9,935				9,935	65
	2 まち美活動の実施	73,000	72,194	広報資料 58,850円 参加者用飲料 13,344円※見込	72,194	広報資料 58,850円 参加者用飲料 13,344円			72,194	806
4 街路灯整備事業	1 街路灯の整備	24,792,000	24,791,800	整備工事 22,770,000円 追加整備工事(架空線タイプによる単価増。2基中1基を1灯式に変更) 2,021,800円 ※車両衝突による相手方負担内容が確定すれば減額見込	24,791,800	整備工事 22,770,000円 追加整備工事(架空線タイプによる単価増。2基中1基を1灯式に変更) 2,021,800円			24,791,800	200
	2 街路灯の維持管理	5,130,000	5,129,250	保険料 29,250円 電灯料 4,600,000円※見込 点検・修繕費 500,000円※見込	4,021,276	保険料 29,250円 電灯料 3,591,516円 点検・修繕費 400,510円	957,974	電灯料 908,484円 点検・修繕費 49,490円	4,979,250	150,750
	3 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアル	694,000	693,750	町内会・空枠パネル25枚取替 277,750円 2025年度取替工事用のパネル48枚の先行作成 416,000円※見込	277,750	町内会・空枠パネル25枚取替 277,750円	605,000	2025年度取替工事用のパネル66枚の先行作成及び保管 605,000円	882,750	△ 188,750
5 公園整備・活用事業	1 池田公園トイレの維持管理及び池田公園の修景	91,000	90,678	床塗装修繕工事 90,200円 看板充填用砂利 478円	90,678	床塗装修繕工事 90,200円 看板充填用砂利 478円	47,000	看板1台砂利充填及び看板パネル4枚製作 47,000円	137,678	△ 46,678
6 地域活性化事業	1 夏まつりの実施	873,000	872,040	実施済み	872,040				872,040	960
	2 イルミネーションイベントの実施	419,000	418,756	実施済み	418,756				418,756	244
	3 池田公園イルミネーション装飾	1,806,000	1,805,700	装飾工事 1,589,500円 樹木剪定 156,200円 電灯料 60,000円※見込	1,782,727	装飾工事 1,589,500円 樹木剪定 156,200円 電灯料 37,027円	22,973	電灯料 22,973円	1,805,700	300
	4 歩道イルミネーション装飾	93,000	92,400	保管料 92,400円	92,400	保管料 92,400円			92,400	600
7 調査研究事業	1 栄東地域の現状把握調査の実施	500,000	499,400	実施済み	499,400				499,400	600
8 広報事業	1 デジタル媒体及びマスメディア等による情報発信の強化	100,000	100,000	事業内容について以後検討予定	0		100,000	動画の制作	100,000	0
9 その他事業	1 行事保険及びその他事業調整	37,660	33,614	行事保険 33,614円	33,614	行事保険 33,614円			33,614	4,046
事業費 合計		36,785,660	36,776,147		35,034,944		1,740,681		36,775,625	10,035
1 事務費	1 事務局人件費	15,584,000	15,584,000						15,584,000	0
	2 事務所賃料等	2,484,000	2,484,000						2,484,000	0
	3 備品・消耗品購入費、事務委託費等	2,979,000	2,979,000						2,979,000	0
事務費 合計		21,047,000	21,047,000						21,047,000	0
事業費・事務費 合計		57,832,660	57,823,147						57,822,625	10,035

2024年度予算修正案

(単位:円)

収 入		金額		修正案 (2月)	
1 補助金	1 名古屋市補助金		57,832,660		57,832,660
合 計			57,832,660		57,832,660
支 出		金額		修正案 (2月)	
1 防犯事業	1 防犯カメラの整備	1,500,000	1,500,000	1,414,000	1,414,000
	2 防犯カメラの維持管理	0		0	
2 防災事業	1 防災訓練の実施	357,000	667,000	357,000	667,000
	2 防災・防犯講習会の実施	310,000		310,000	
3 環境美化事業	1 落書き消し活動の実施	10,000	83,000	10,000	83,000
	2 まち美活動の実施	73,000		73,000	
4 街路灯整備事業	1 街路灯の整備	24,792,000	30,616,000	24,792,000	30,655,000
	2 街路灯の維持管理	5,130,000		4,980,000	
	3 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアル	694,000		883,000	
5 公園整備・活用事業	1 池田公園トイレの維持管理及び池田公園の修景		91,000		138,000
6 地域活性化事業	1 夏まつりの実施	873,000	3,191,000	873,000	3,191,000
	2 イルミネーションイベントの実施	419,000		419,000	
	3 池田公園イルミネーション装飾	1,806,000		1,806,000	
	4 歩道イルミネーション装飾	93,000		93,000	
7 調査研究事業	1 栄東地域の現状把握調査の実施		500,000		500,000
8 広報事業	1 デジタル媒体及びマスメディア等による情報発信の強化		100,000		100,000
9 その他事業	1 行事保険及びその他事業調整		37,660		37,660
事業費 計			36,785,660		36,785,660
1 事務費	1 事務局人件費		15,584,000		15,584,000
	2 事務所賃料等		2,484,000		2,484,000
	3 備品・消耗品購入費、事務委託費等		2,979,000		2,979,000
事務費 計			21,047,000		21,047,000
合 計			57,832,660		57,832,660

※金額は1月協議会修正後予算

## 広報事業について

### 1. 事業計画（該当部分の抜粋）

栄東地域の魅力やまちづくり事業に関わる情報を地域内外に発信するため、効果的な広報を行う。

また、栄東地域としてより効果的・戦略的に情報発信を行うため、各地域団体の既存のホームページ・SNS の相互リンク等による連携や新規媒体利用の検討、共催イベントの情報発信時の役割の見直し等を検討し、改善を行う。加えて、地域イベントの参加者数や参加者層の拡大のため、マスメディア等による情報発信の強化に取り組む。

### 2. 事業予算

100,000 円

### 3. 事業内容（案）

- ・ 期間 : 2025 年 2 月～3 月
- ・ 内容 : 事業予算の範囲内で、栄東地域の地域活動等を発信する短尺動画を制作する。
- ・ 実施体制 : 地域 3 団体の会長・会員有志、  
栄東地域の状況を把握し広報活動等の知見を有する専門家、  
動画制作業者
- ・ 経費 : 動画撮影・編集費用、動画制作・情報発信に係るアドバイザー費用 等

※本案は、1 月協議会後に地域 3 団体の会長・会員有志、及び栄東地域の状況を把握し広報活動等の知見を有する専門家で打ち合わせを実施し、その検討結果を踏まえた事業内容である。

＜審議事項＞ 広報事業について、事業予算（100,000 円）の範囲内で、上記 3 の事業内容案を基に、事業を進めてよろしいか。

他団体主催の多文化共生に係るイベントについて  
(協議会所有テントの貸し出し)

1. 貸し出し対象の備品

テント 5 張

2. 行事概要及び貸し出し先

行事名 第 4 回 中・日飲食文化祭  
 貸し出し先 中華飲食文化祭実行委員会  
 日時 2025 年 3 月 28 日 (金) ~ 30 日 (日) 11:00~19:00 ※30 日のみ~17:00  
 場所 久屋大通公園 エディオン久屋公園 ※栄東地域外  
 実施体制 主催：中華飲食文化祭実行委員会  
 共催：中華飲食文化連合会、栄東まちづくりの会、中部歌舞愛好者協会  
 後援：中華人民共和国駐名古屋総領事館  
 特別協力：省略  
 特別協賛：省略  
 協力 (予定)：(一社) 栄東女子大小路ビル協会、栄東発展会、  
栄東まちづくり協議会  
 内容 歌唱・民族楽器演奏・民族舞踏・ご当地アイドル等のステージ、中国・日本料理等の飲食ブース 等

【参考①】 2024 年度事業計画 (「6 地域活性化事業」) ※関連箇所の抜粋

日本語が母語ではない外国籍や外国にルーツがある住民が多い地域特性を踏まえ、各種事業の実施における広報資料や掲示物の多言語版作成等の多文化共生の取り組みを行うと共に、多文化共生イベントを主催する団体等の要請に応じて池田公園等で他団体等が実施する多文化共生イベント等への支援を行う。

【参考②】 中・日飲食文化祭と栄東地域との関連

2022 年に池田公園にて、「第 1 回 中華飲食文化祭 (火鍋サミット)」を開催。以降、2023 年に第 2 回 (麺サミット)、2024 年に第 3 回 (餃子サミット) を開催。共催や協力という形でこれまで地域 3 団体等が関わってきた。

本年より、中国と日本の文化交流を新たに掲げ、名称を「中・日飲食文化祭」に変更。行事規模を拡大することから、久屋大通公園に会場を変更し開催される。

＜審議事項＞上記イベントに協力し、栄東まちづくり協議会が所有するテントを貸し出してよろしいか。

## 2025 年度事業計画（修正案）

## 1 防犯事業

## (1) 防犯カメラの整備

**地域の防犯力向上のため**、2017 年度から栄 5 丁目を中心に防犯カメラの設置及び更新整備を行い、栄東地域内で 46 か所 51 台の防犯カメラを運用している。

2023 年度から栄 5 丁目の街路灯の整備が本格的に開始されており、その街路灯に設置されている防犯カメラは、設置後 7 年以上経過していることから、街路灯の整備に併せ、閲覧回数等から必要な設置位置及び数量を精査のうえ、ドーム型で高所作業がなく現地で画像閲覧できる仕様の防犯カメラへの更新を計画的に実施する。

## (2) 防犯カメラの維持管理

防犯カメラの保守や電気代、賠償責任保険料等の経費を支出する。

## 2 防災事業

## (1) 防災訓練の実施

**住民と事業者が共に防災について学び、災害対応能力を高めるため**、栄東まちづくりの会、栄東発展会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会と共催し、池田公園において防災訓練を行う。各地域団体から構成される実行委員会を設置し、栄東地域の特性や参加者のニーズを踏まえた訓練となるよう、内容等の企画及び運営を行う。栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は実行委員会において決定された内容に従い、事業の実施に必要な経費を支出する。

## (2) 防災・防犯講習会の実施

**住民と事業者が共に防災と防犯について楽しく学び、地域の防災・防犯力を向上させるため**、栄東まちづくりの会、栄東発展会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会と共催し、中区役所ホールにおいて防災・防犯講習会を行う。各地域団体から構成される実行委員会を設置し、栄東地域の特性や参加者のニーズを踏まえた講習会となるよう、内容等の企画及び運営を行う。協議会は実行委員会において決定された内容に従い、事業の実施に必要な経費を支出する。

## 3 環境美化事業

## (1) 落書き消し活動の実施

**地域の環境美化のため**、栄東まちづくりの会と共催し、栄東地域内で落書き消し、いたずらシール剥がし活動を行う。協議会は栄東まちづくりの会において決定された内容に従い、ペンキ、有機溶剤、道具等必要な資材の購入、参加者用飲料等の経費を支出する。

## (2) まち美活動の実施

**地域の環境美化のため**、栄東発展会と共催し、名古屋市が提唱する「町を美しくする運動」の趣旨を踏まえ、快適な生活環境を作り出すため、栄東地域内で地域住民や事業者に対する清掃活動の普及啓発活動を行う。栄東発展会から構成される実行委員会を設置し、内容等の企画及び運営を行う。協議会は実行委員会において決定された内容に従い、広報資料の作成、参加者配布用景品の購入、参加者用飲料等の経費を支出する。

## 4 街路灯整備事業

## (1) 街路灯の整備

**夜間も明るく、安心・安全で快適な環境づくりのため**、2017 年度より栄東地域内の街路灯を栄 4 丁目北側から整備している。

2024 年度に街路灯の整備及び維持管理に係る長期の概算費用見込みを出した結果、街路灯全体の基数削減が必要であることが明らかとなり、以後整備する新設街路灯の基数を削

減するため、2022年度に作成した栄5丁目の建柱位置図を基に、通りに沿って建柱位置の全数を整備する従来の方法ではなく、建柱位置の一部をとばしながら整備し、その後の通りの実際の明るさを検証のうえ必要とされる位置の整備をする方針を決定した。

その方針に従い、2025年度も栄5丁目の整備を順次行う。また、街路灯全体の基数削減のため、栄4丁目に整備済みである新設街路灯についても、明るさ等を検証し過剰に整備されている地点があれば、それらの新設街路灯を2026年度以降に栄5丁目へ移設することができるよう、2025年度中に移設可能な街路灯の選定を行う。

## (2) 街路灯の維持管理

街路灯の保守、電灯料や賠償責任保険料等の経費を支出する。

## (3) 新設街路灯広告パネルのデザインリニューアル

栄東地域のにぎわいづくりと魅力発信につながるよう、栄4丁目に2021年度までに新設された栄4丁目モデル（広告枠あり）の街路灯131基262枚の広告パネルをリニューアルし、事業者名又は町内会名等から栄東地域のにぎわいづくりと魅力発信につながる新しいデザインに2024年度（空き枠又は町内会名が掲出されているパネル）及び2025年度中（事業者名等が掲出されているパネル）に変更することが2022年度に計画された。この計画に従い、2023年度は広告パネルのデザインを決定し、先行して空き枠及び要望があった事業者名掲出のパネルの一部を決定したデザインにリニューアルした。2024年度は残りの空き枠及び町内会名が掲出されているパネルの取り替えを行った。

2025年度は事業者名等が掲出されているパネルの取り替えを行う。

## 5 公園整備・活用事業

栄東地域のまちづくりの拠点である池田公園が、地域内外の来園者が快適に過ごせる魅力的な場所となるよう、中土木事務所と連携のうえ、トイレの維持管理や修景等を行う。また、2020年度のトイレ建て替え後に定期的に修繕が発生している床塗装等について、汚れにくく耐久性の高い建材や最適な改修方法の調査・検討を行う。

## 6 地域活性化事業

栄東地域の活性化、にぎわいづくりと魅力発信のため、各種事業を行う。名古屋の都心部は名駅地区がビジネス地区、商業地区としても発展し、栄及び伏見地区でも商業、住宅開発が進んでいる。また、久屋大通公園の再整備が進められている。一方で、栄東地域は都心部栄の立地を活かしきれておらず、にぎわいづくりが必要な状況である。栄東地域の活性化、にぎわいづくりと魅力発信のため、各種事業を行う。また、日本語が母語ではない外国籍や外国にルーツがある住民が多い地域特性を踏まえ、各種事業の実施における広報資料や掲示物の多言語版作成等の多文化共生の取り組みを行うと共に、多文化共生イベントを主催する団体等の要請に応じて池田公園等で他団体等が実施する多文化共生イベント等への支援を行う。

### (1) 夏まつりの実施

栄東まちづくりの会、栄東発展会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会と共催し、池田公園において夏まつりを行う。各地域団体から構成される実行委員会を設置し、地域のつながりの促進や地域活動の担い手の発掘・育成、イベントの参加者数・参加者層の拡大を意識し、内容等の企画及び運営を行う。協議会は実行委員会において決定された内容に従い、事業の実施に必要な経費を支出する。

### (2) イルミネーションイベントの実施

栄東まちづくりの会、栄東発展会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会と共催し、池田公園においてイルミネーションイベントを行う。各地域団体から構成される実行委員会を設置し、地域のつながりの促進や地域活動の担い手の発掘・育成、イベントの参加者

数・参加者層の拡大を意識し、内容等の企画及び運営を行う。協議会は実行委員会において決定された内容に従い、事業の実施に必要な経費を支出する。

### (3) イルミネーション装飾

池田公園の樹木にイルミネーション装飾を設置する。なお、池田公園の樹木の装飾は2022年度に枝に巻く装飾部材を一新しており、同じ装飾を復元する。加えて、歩道の街路灯用の装飾の一部を公園内の装飾に活用し、一部リニューアルを行う。

また、2017年度より池田公園につながる東栄通及び瓦通の歩道の街路灯にイルミネーション装飾を設置し、2021年度にデザインを一新のうえ設置していたが、2025年度は2024年度に引き続き設置をせず、保管を行う。

## 7 調査研究事業

栄東地域のまちづくりの方向性と今後の施策・事業の展開について各地域団体で共通認識を得るため、2024年度に実施した栄東地域の現状把握調査の結果について各地域団体において考察すると共に、栄東地域における今後のまちづくり事業への具体的な活用方法等を整理・検討する。特に、2026年度には池田公園夏まつりが55周年を迎え、また、池田公園イルミネーション装飾が25周年を迎えることから、地域の活性化やにぎわいづくり、魅力の向上・発信等の観点から重点的に検討する。

## 8 広報事業

栄東地域の魅力やまちづくり事業に関わる情報を地域内外に更に周知発信するため、目的や対象に応じた手段による効果的な広報を行う。

より多くの人に栄東地域やまちづくり事業を知ってもらうため、地域イベント・地域活動に参加したことがない層を対象に、協議会及び各地域団体が運用するウェブサイト・SNSや各事業の広報資料等の既存の広報媒体を活用した情報発信の強化に取り組む。

## 9 その他事業

年間を通して加入する防災訓練や防災・防犯講習会、落書き消し活動、まち美活動、夏まつり、イルミネーションイベント等の行事保険料及びその他事業の円滑な実施にあたり、予定外に必要な経費等を支出する。

## 栄東まちづくり協議会規約の改正について

### 1. 改正の概要

- ①会長・副会長の任期について、「再任を可とする」「会長は地域 3 団体の持ち回りとする」内容に改正する。

**【参考 1】**

(会長)

例	現行	改正 (案)
会長 → 会長	×	持ち回り (※)
会長 → 副会長 → 会長	×	○
会長 → 委員 → 会長	×	○

※栄東発展会→栄東まちづくりの会→一般社団法人栄東女子大小路ビル協会の順に持ち回り

(副会長)

例	現行	改正 (案)
副会長 → 副会長	×	○
副会長 → 会長 → 副会長	×	○
副会長 → 委員 → 副会長	×	○

**【参考 2】「再任」の定義について (栄東まちづくり協議会規約の解釈)**

- 1 続けて同じ役職に任命されること。
- 2 前に一度就いたこととなる役職にもう一度就くこと。  
退任して、一定期間経過後再び就任した場合、「再任」として扱う。

- ②規約内での表記 (平仮名、漢字) を統一する。  
③附則の表記を一部変更する。

### 2. 改正案

別紙 1 の通り (新旧対照表 : 別紙 2 参照)

### 3. 施行期日

2025 年 4 月 1 日

<審議事項>上記の通り、栄東まちづくり協議会規約を改正してよろしいか。

## 栄東まちづくり協議会規約（改正案）

### （名称）

第1条 本協議会は、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

### （目的）

第2条 協議会は、名古屋市中区栄四丁目及び五丁目を中心とした栄東周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を企画及び実施することを目的とし、協議会を構成する栄東まちづくりの会、栄東発展会及び一般社団法人栄東女子大小路ビル協会（以下「地域団体」という。）と互いに助け合い、協力し合いながら、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを推進するものとする。

### （事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域団体からの要望等に基づき、次の事業を実施する。

- (1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業
- (2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### （委員）

第4条 協議会の委員は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、南武平町北部町内会の会長が他の地域団体の会長と同一の者である場合においては、別表1南武平町北部町内会の項役職等の欄中「会長」とあるのは「左記団体より推薦を受けた者」と読み替えるものとする。

2 委員の選任にあたっては、同一人を複数の団体から重複して選任することはできない。

### （支援会員）

第5条 協議会の目的に賛同し、これを支援する個人又は団体は、協議会会議（以下「会議」という。）を経て支援会員となることができる。

2 支援会員は、協議会に関する情報の提供を受けることができる。

### （役員及び職務）

第6条 協議会の役員として会長1名、副会長3名を置き、第4条に規定する委員の互選により選出する。ただし、会長は別表3に規定する地域団体に所属する委員から、副会長3名のうち2名はその他の地域団体に所属する委員からそれぞれ選出するものとし、副会長3名のうち1名は名古屋市中区区政部長とする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前項における職務代理の順位は、次のとおりとする。

- (1) 委員の互選により選出された副会長
- (2) 名古屋市中区区政部長

5 会長及び副会長ともに事故があるときは、臨時に委員の中から仮会長を互選し、会長の職務を行わせる。

#### (監事)

第7条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は2名とし、会長が委嘱する。
- 3 監事2名のうち1名は名古屋市中区区政部総務課長とする。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 監事は、協議会の委員を兼ねることができない。

#### (任期)

第8条 役員及び監事の任期は2年を1期とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

2 役員及び監事は、再任を妨げない。

3 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第9条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) 委員が所属する団体等との契約に関すること。
- (6) その他、協議会の運営に関すること。

#### (会議の招集、運営)

第10条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。

2 会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第4項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長、副会長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、会議の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

5 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。
- 7 会議は、原則公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができる。

**(運営会議)**

第 11 条 運営会議は会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 運営会議は、会長、副会長及び事務局職員で構成する。
- 3 会議に提案する必要な事項については事前に運営会議で協議または調整する。
- 4 会長は、必要に応じて協議会委員などの関係者の出席を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(専門アドバイザー)**

第 12 条 会議に専門アドバイザーを置くことができる。

- 2 専門アドバイザーは、会議が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 専門アドバイザーの報酬については、会長が別に定める。

**(代理等)**

第 13 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。

- 2 前項による代理人は、会議の出席者とみなすほか、第 10 条第 4 項の規定が準用される。
- 3 会長は、緊急の場合においては、各委員に書面による賛否を求め、会議の議決に代えることができる。

**(経費)**

第 14 条 協議会の経費は、港まち・栄東まち活性化事業補助金、その他の収入をもってあてらる。

**(会計年度)**

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

**(財務に関する事項)**

第 16 条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

**(報告)**

第 17 条 協議会の事業については、事業年度終了後、速やかにこれを名古屋市に報告するものとする。

**(協議会の解散)**

第 18 条 協議会の解散は、会議出席会員の 4 分の 3 以上の議決を必要とする。

**(事務局)**

第 19 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

**(法令遵守)**

第 20 条 協議会の委員及び事務局は、事業の執行に関し、関係法令を遵守しなければならない。

**(情報公開)**

第 21 条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

**(委任)**

第 22 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は平成 27 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

2 平成 29 年 3 月 30 日現在の役員及び監事の任期は第 8 条の定めにかかわらず、同日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 6 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

所属	役職等	委員数
栄東まちづくりの会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東発展会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
一般社団法人栄東女子大小路ビル協会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
南武平町北部町内会	会長	1

別表 2

所属	役職
総務局	総合調整部総合調整課長
スポーツ市民局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	リニア関連都心開発部担当課長(栄開発)
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部長
	区政部地域力推進課長

別表 3

時期	地域団体
令和 7 年 4 月から令和 9 年 3 月まで	栄東発展会
令和 9 年 4 月から令和 11 年 3 月まで	栄東まちづくりの会
令和 11 年 4 月から令和 13 年 3 月まで	一般社団法人栄東女子大小路ビル協会

令和 13 年 4 月以降の会長に選出される委員が所属する地域団体は、任期ごとに栄東発展会、栄東まちづくりの会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会の順とする。

栄東まちづくり協議会規約（新旧対照表）

新（改正案）	旧（現行）
<p>（役員及び職務）</p> <p>第6条 協議会の役員として会長1名、副会長3名を置き、第4条に規定する委員の互選により選出する。<u>ただし、会長は別表3に規定する地域団体に所属する委員から、副会長3名のうち2名はその他の地域団体に所属する委員からそれぞれ選出するものとし、副会長3名のうち1名は名古屋市中区区政部長とする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>2</u> （略）</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p>（任期）</p> <p>第8条 役員及び監事の任期は2年を1期とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>2</u> 役員及び監事は、再任を妨げない。</p> <p><u>3</u> 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。_____</p> <p>（会議の招集、運営）</p> <p>第10条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。</p> <p>2 会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。<u>ただし</u>、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この規約は平成27年9月30日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成29年3月30日から施行する。</p> <p>2 平成29年3月30日現在の役員及び監事の任期は第8条の定めにかか</p>	<p>（役員及び職務）</p> <p>第6条 協議会の役員として会長1名、副会長3名を置き、第4条に規定する委員の互選により選出する。_____</p> <p>_____</p> <p><u>2</u> 副会長3名のうち1名は名古屋市中区区政部長とする。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p>（任期）</p> <p>第8条 役員及び監事の任期は2年を1期とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p><u>2</u> 役員（中区区政部長を除く。）は同じ職の再任はできない。</p> <p><u>3</u> _____ 監事は、再任を妨げない。</p> <p><u>4</u> 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。<u>この場合に限り、役員は前2項の規定に関わらず、次の任期に選任されることができるものとする。</u></p> <p>（会議の招集、運営）</p> <p>第10条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。</p> <p>2 会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。<u>但し</u>、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この規約は平成27年9月30日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は平成29年3月30日から施行する。</p> <p>2 平成29年3月30日現在の役員及び監事の任期は第8条の定めにかか</p>

栄東まちづくり協議会規約（新旧対照表）

新（改正案）	旧（現行）								
<p>ならず、同日から平成31年3月31日までとする。            附 則            この規約は平成29年4月24日から施行する。            附 則            この規約は平成29年12月20日から施行する。            附 則            この規約は平成30年4月1日から施行する。            附 則            この規約は平成31年3月19日から施行する。            附 則            この規約は令和2年4月1日から施行する。            附 則            この規約は令和3年3月22日から施行する。            附 則            この規約は令和3年4月15日から施行する。            附 則            この規約は令和6年4月1日から施行する。  <u>附 則</u>  <u>この規約は令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表1            (略)</p> <p>別表2            (略)</p> <p><u>別表3</u></p> <table border="1" data-bbox="277 1126 1111 1382"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 1126 719 1190"><u>時期</u></th> <th data-bbox="719 1126 1111 1190"><u>地域団体</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 1190 719 1254"><u>令和7年4月から令和9年3月まで</u></td> <td data-bbox="719 1190 1111 1254"><u>栄東発展会</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1254 719 1318"><u>令和9年4月から令和11年3月まで</u></td> <td data-bbox="719 1254 1111 1318"><u>栄東まちづくりの会</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1318 719 1382"><u>令和11年4月から令和13年3月まで</u></td> <td data-bbox="719 1318 1111 1382"><u>一般社団法人栄東女子大小路ビル協会</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>令和13年4月以降の会長に選出される委員が所属する地域団体は、任期ごとに栄東発展会、栄東まちづくりの会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会の順とする。</u></p>	<u>時期</u>	<u>地域団体</u>	<u>令和7年4月から令和9年3月まで</u>	<u>栄東発展会</u>	<u>令和9年4月から令和11年3月まで</u>	<u>栄東まちづくりの会</u>	<u>令和11年4月から令和13年3月まで</u>	<u>一般社団法人栄東女子大小路ビル協会</u>	<p>ならず、同日から平成31年3月31日までとする。            附 則  <u>1</u> この規約は平成29年4月24日から施行する。            附 則  <u>1</u> この規約は平成29年12月20日から施行する。            附 則  <u>1</u> この規約は平成30年4月1日から施行する。            附 則  <u>1</u> この規約は平成31年3月19日から施行する。            附 則  <u>1</u> この規約は令和2年4月1日から施行する。            附 則  <u>1</u> この規約は令和3年3月22日から施行する。            附 則  <u>1</u> この規約は令和3年4月15日から施行する。            附 則  <u>1</u> この規約は令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p>別表1            (略)</p> <p>別表2            (略)</p> <hr/>
<u>時期</u>	<u>地域団体</u>								
<u>令和7年4月から令和9年3月まで</u>	<u>栄東発展会</u>								
<u>令和9年4月から令和11年3月まで</u>	<u>栄東まちづくりの会</u>								
<u>令和11年4月から令和13年3月まで</u>	<u>一般社団法人栄東女子大小路ビル協会</u>								

## 委員が所属する団体等との契約に係る運用について

### 1. 栄東まちづくり協議会規約（関連する条文の抜粋）

（会議）

第9条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) 委員が所属する団体等との契約に関すること。
- (6) その他、協議会の運営に関すること。

### 2. 現行の課題

事務局で行う契約事務にあたり、見積書を徴取した事業者等について、委員が所属する団体等かどうかを確認する運用が整っておらず、会議で審議する必要がある全契約が網羅されない可能性がある。

### 3. 運用（案）

「協議会の委員に選任された時点（現行の委員については運用開始時とする）」及び「所属する団体等に変更があった時点」に所属する団体等について委員が事務局へ届け出ることとする。

### 4. 運用開始日

できるだけ早く（2月中に届け出を依頼し、その後に運用開始）

＜審議事項＞所属する団体等の契約に係り、上記3の通り、届け出の運用を行ってよろしいか。

## 街路灯整備事業 街路灯の整備について

### 1. 2024 年度の整備内容

- ・整備基数：27 基（撤去基数 29 基） ※追加整備分も含む
- ・整備場所：別紙参照

### 2. 整備場所の一部変更について

12 月協議会及び 1 月協議会で説明した整備場所のうち、「車両衝突による相手方負担での建替工事への変更」及び「地下埋設物による設置不可地点の発生」により整備場所の変更が 2 か所発生した。

⇒別紙参照

2024 年度 街路灯整備場所（一部変更）

- ・ 整備する街路灯の場所：青枠内の▲27基（新設13基、元位置建替え14基）
- ・ 撤去する街路灯の場所：青枠内の●29基



公園整備・活用事業 置き型看板の破損について

1. 破損状況

確認日 2025年1月9日(木)

破損状況 ①看板本体1台の一部破損  
 ※水を充填しての設置は不可、テープ等で応急処置し砂利の充填は可

②看板パネル4枚の破損  
 ※破損部が鋭利なため再利用は不可

破損時期 2024年～2025年の年末年始

現状対応 池田公園内倉庫にて保管中



下部の破損 右上部・右下部の破損



中央部の破損 左上部の破損

## 【参考】 池田公園看板の配置状況等

※2024年2月に設置

	配置状況	破損有無		修繕等の対応
		本体	パネル	
No.1	配置・保管	本体	無・有（片面・両面）	
		パネル	無・有（ゴミ・鳥えさ）	
No.2	配置・保管	本体	無・有（片面・両面）	
		パネル	無・有（ゴミ・鳥えさ）	
No.3	配置・保管	本体	無・有（片面・両面）	耐水テープで養生し砂利補填
		パネル	無・有（ゴミ・鳥えさ）	
No.4	配置・保管	本体	無・有（片面・両面）	
		パネル	無・有（ゴミ・鳥えさ）	
No.5	配置・保管	本体	無・有（片面・両面）	未修繕 ※今回報告
		パネル	無・有（ゴミ・鳥えさ）	未修繕 ※今回報告
No.6	配置・保管	本体	無・有（片面・両面）	
		パネル	無・有（ゴミ・鳥えさ）	
No.7	配置・保管	本体	無・有（片面・両面）	耐水テープで養生し砂利補填
		パネル	無・有（ゴミ・鳥えさ）	
No.8	配置・保管	本体	無・有（片面・両面）	
		パネル	無・有（ゴミ・鳥えさ）	未修繕 ※今回報告